

## 【資料2】 周知・要請事項について

## これまでの取組

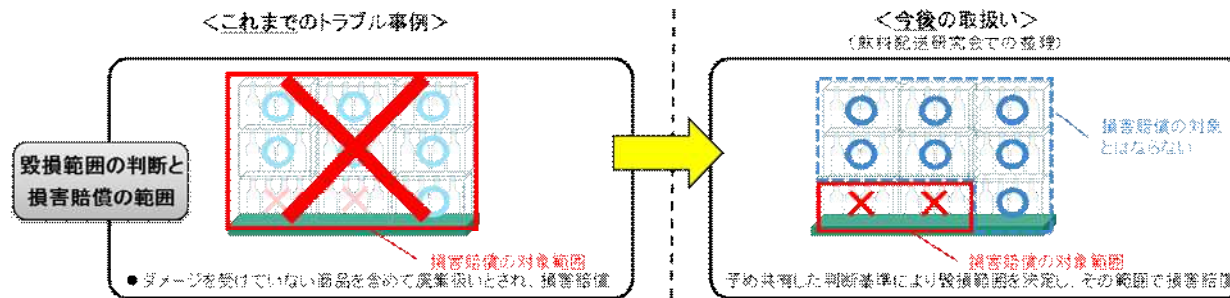
### 【課題・背景】

飲料配送中に荷崩れ等が発生し、貨物に毀損が生じた場合、**毀損が生じていないものを含めて運送事業者が損害賠償を求められるなど、飲料配送に関わる関係者間でトラブル**等が発生。

### 【取組概要】

- 飲料配送研究会における議論を踏まえ、**「飲料配送研究会報告書」**をとりまとめ（R1.7.26）。
- 国土交通省自動車局では、運送事業者が使用する**「標準貨物自動車運送約款」**における飲料配送に係る取扱いを明確にするための**「適用細則」**を定め、運送事業者等へ通知（同上）。

上記報告書及び適用細則において、例えば以下のように、**貨物の毀損に係る損害賠償は当該毀損の範囲内で発生することが基本であること等を明確化**。



※ このほか、飲料の包装資材の傷み具合が、包装資材の機能上等問題ない場合は出荷可といった判断基準の例を明確化。

## 今後の取組

- ✓ これまでも運送事業者向けの説明会等の場を活用して上記施策の周知等を実施。
- ✓ 今後、以下のような取組を進めることにより運送事業者・荷主双方に対する施策の浸透を図る。

### ① 運送事業者や荷主等（※）により構成される協議会におけるフォローアップ（年2回）

- ⇒ **本年10月に協議会を開催**した上で、**秋頃に書面化の浸透状況等に係る調査**を実施。
- ⇒ **来年1・2月頃に再度協議会を開催**し、調査結果を踏まえ、**更なる浸透**を図る。

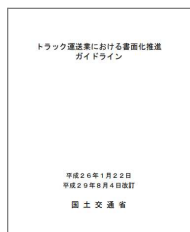
### ② 経産省、農水省、国税庁と連携し、荷主を集めた説明会等における周知

- ⇒ **本年10月以降全国10ブロックで実施** → 発・着荷主双方に対して丁寧に説明

### ③ 経産省、農水省の各局長等の定期的な情報共有・意見交換会の開催

## これまでの取組

「トラック運送業における  
書面化推進ガイドライン」  
【H26.1策定】



⇒ 契約の書面化を推進し、適正な運賃・料金收受を促進

「標準貨物自動車運送約款」  
の改正  
【H29.11施行】



⇒ 「待機時間料」等を料金として規定

「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」【H30.12策定】



⇒ 運送に必要なコストを示し、運送事業者・荷主の共通理解を醸成

「貨物自動車輸送安全規則」  
の改正  
【H29.7, R1.6施行】



⇒ 荷待ち時間や附帯業務を「乗務記録」の記載対象に

「ホワイト物流」推進運動の展開 【H30.12～】



⇒ 荷主、一般国民向けに輸送の効率化等と呼びかけ

- 真荷主に対して契約を書面化した者：約80%
- 改正後の標準約款に基づき運賃を設定した者：約83%
- 約款改正を踏まえ、真荷主との間で取引を見直した者：約50%
- 「ホワイト物流」に協力する旨の行動宣言をした荷主：約550者

## 今後の取組

- ✓ これまでも運送事業者向けの説明会等の場を活用して上記施策の周知等を実施。
- ✓ 今後、以下のような取組を進めることにより運送事業者・荷主双方に対する施策の浸透を図る。

- ① 運送事業者や荷主等（※）により構成される協議会におけるフォローアップ（年2回）
  - ⇒ 本年10月に協議会を開催した上で、秋頃に書面化の浸透状況等に係る調査を実施。
  - ⇒ 来年1・2月頃に再度協議会を開催し、調査結果を踏まえ、更なる浸透を図る。
- ② 経産省、農水省と連携し、荷主を集めた説明会等における周知
  - ⇒ 本年10月以降全国10ブロックで実施
- ③ 経産省、農水省の各局長等の定期的な情報共有・意見交換会の開催



# 東京2020オリンピック・パラリンピック開催時の物流について②

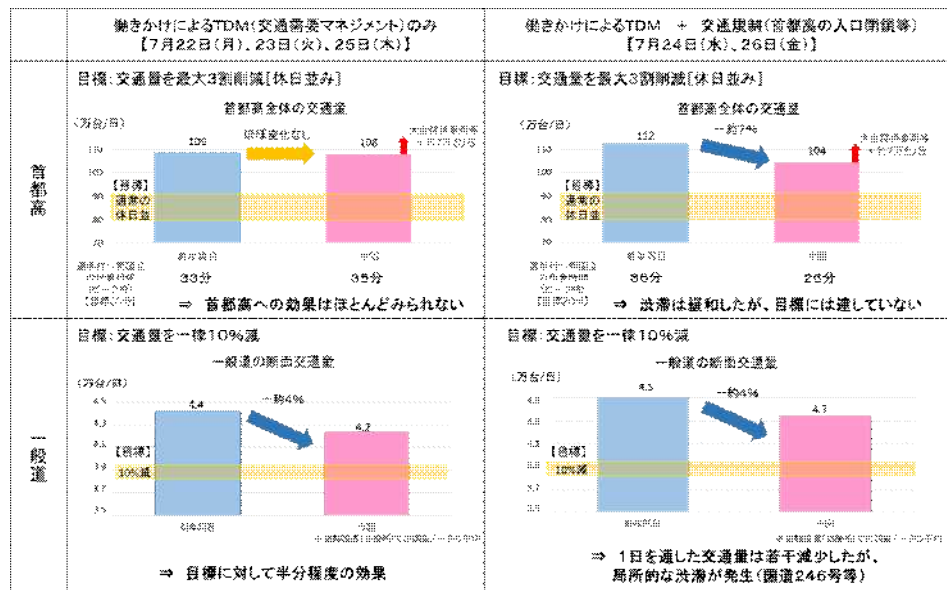
## 2019年夏の試行(7/24, 26)

大会本番並みの目標を掲げ、交通混雑緩和に向けた取組を総合的にテストする期間を設定

### <試行の主な内容>

- TDMに関する試行【企業等への働きかけ（東京圏、重点取組地区、特定エリア等）、政府・都庁の取組 等】
- TSMに関する試行【高速道路の本線料金所流入調整、入口閉鎖、一般道路の交通対策（信号調整）】

### 【夏の試行期間中の交通量】



### 【夏の試行期間】

2019年カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
7/14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	8/1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
9/1	2	3	4	5	6	7

試行期間(スムーズBiz推進期間)  
7/15 ~ 7/20

チャレンジウィーク(7/22~26)、コア日(7/24)  
集中取組期間①(7/22~8/2)

集中取組期間②(8/19~8/30)

(参考)2020年カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
7/19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	8/1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	9/1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12

オリンピック期間(7/24~8/9)

パラリンピック期間(8/25~9/6)

→主に一般道で一定のTDMの効果が現れたものの、**交通量の削減目標には届いていない状況**。特に首都高において大会関係車両等による増加が見込まれる中、**TDMによる一層の対応が必要**。

### 大会輸送と経済活動の両立に向けて

(物流事業者等の課題意識(ヒアリング結果))

○輸送量の抑制は物流事業者の取組みだけでは実現が難しく、荷主企業等関係者の理解を得ることが必要不可欠

○配送ルートの変更や納品頻度の見直し等について、**荷主企業と物流事業者が一体となり、早めに混雑を避ける準備が必要**